

## 法人向けインターネットバンキングの被害補償制度

1. 補償制度開始日  
平成27年1月22日（木）
2. 対象となるお客さま  
当行のインターネットバンキング「OKメイト・WEB」を契約されている法人のお客さま
3. 補償の対象  
第三者が、ID・パスワード・暗証番号等を盗用して、お客さまになりすまして当行のインターネットバンキング「OKメイト・WEB」を不正使用したことによりお客さまが被った損害
4. 補償限度額  
1契約者につき年間1,000万円  
(年間とは被害発生日の翌年応答日の前日までをいいます)
5. 当行で補償を検討させていただくうえでの前提要件は以下のとおりとなります。
  - (1) 不正利用の発生した日から30日以内にお客さまから当行への通知を頂いていること
  - (2) お客さまより警察へ速やかに通報して頂いていること
  - (3) 銀行による調査および警察による捜査にお客さまから協力を頂いていること
6. 補償の対象とならない場合は、以下のとおりとなります。
  - (1) 当行が導入しているセキュリティ対策を利用していない場合
  - (2) パソコンにインストールされている基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等の各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過したものが使用され続けている場合
  - (3) パソコンに市販のウイルス対策ソフトが導入されていない場合
  - (4) 当行が無償提供している不正送金対策ソフト「Phish Wall プレミアム」が導入されていない場合  
※本サービスを利用するお客さまのパソコン環境が「Phish Wall プレミアム」に対応できない場合を除きます
  - (5) お客さまが当行に対する説明において、重要な事項に偽りがある場合
  - (6) 正当な理由なく、他人にID・パスワード等を回答してしまった場合
  - (7) パソコンが盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンに保存していた場合
  - (8) 当行が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
  - (9) お客さま、またはお客さまの従業員等による不正操作、およびそれらが加担した不正取引によって生じた損害の場合
  - (10) 他人への譲渡、貸与または担保に差入れられたパソコン等の不正利用によって生じた損害の場合
  - (11) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用によって生じた損害の場合
  - (12) その他お客さまに故意または重大な過失があると考えられるような事象が認められた場合
7. 補償を減額する場合は、以下のとおりとなります。
  - (1) パソコンの基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
  - (2) ウイルス対策ソフトが最新の状態に更新されていない場合
  - (3) パスワードを90日を越えて変更していない等、適切に管理されていない場合
  - (4) その他お客さまに過失があると考えられるような事象が認められた場合

以上